毎週火・金曜日発行

山口県報

令和７年
３月18日
（火曜日）

目　次

○規則
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（人事課）……一
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（人事課）……一
知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（人事課）……二
会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（人事課）……二
会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（教職員課）……二
一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）……二
山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則（人事課）……三
山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則（財政課）……四
山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（市町課）……五
女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（男女共同参画課）……五
救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（厚政課）……六
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……六
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……六
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……六
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……六
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（長寿社会課）……七
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……七
指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……七
障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……七
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……八
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……八
指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害者支援課）……八
一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（こども家庭課）……八
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（こども家庭課）……一〇
○県議会規則
山口県議会会議規則の一部を改正する規則……一一
山口県議会傍聴規則の一部を改正する規則……一二
○企業管理規程
山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程……一三

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第七号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第五号）の施行期日は、令和七年三月二十六日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第八号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第六号）の施行期日は、令和七年三月二十六日とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第九号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第八号）の施行期日は、令和七年三月二十六日とする。

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十号

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第九号）の施行期日は、令和七年三月二十六日とする。

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十一号

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

会計年度任用学校職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第十号）の施行期日は、令和七年三月二十六日とする。

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十二号

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十九年山口県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（宿泊手当の額等）

第四条　宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、条例第二十二条の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一　朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合　条例別表の二の表の定額（以下本条において「定額」という。）の三分の二の額

二　朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合　定額の三分の一の額

２　移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、条例第二十二条及び前項の規定にかかわらず、定額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃又は航空賃（扶養親族移転料のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合には、定額の三分の一の額とする。

３　旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、条例第二十二条及び前二項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

別表第二の第一号様式中「（第４条関係）」を「（第５条関係）」に、

「

宿泊料	食卓料

」を「

宿泊費	宿泊手当

」に、

「

宿泊料相当額	

」を「

宿泊費基準額及び宿泊手当相当額	

」に、

「

宿泊料相当額	食卓料相当額

」を「

宿泊費相当額	宿泊手当相当額

」に改める。

別表第二の第二号様式中「（第４条関係）」を「（第５条関係）」に改める。

別表第二の第三号様式中「（第４条関係）」を「（第５条関係）」に、

「

宿泊料

」を「

宿泊費

」に改める。

別表第二の第四号様式中「（第４条関係）」を「（第５条関係）」に、

「

宿泊料	食卓料

」を

「

宿泊費	宿泊手当

」に改める。

別表第二の第五号様式中「（第４条関係）」を「（第５条関係）」に、

「

宿泊料

」を「

宿泊費等

」に改める。

別表第三中「（第六条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同表の第一　第四条第一号に規定する旅費請求書に添付すべき書類に関する部分第四号を削り、同部分第五号中「第二十二条」を「第二十一条」に、「食卓料」を「宿泊費」に改め、同号を同部分第四号とし、同部分中第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

別表第四中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員以外」に改め、同表の六級の項中「４級の13号給以上」を「４級の５号給以上」に改め、同表の四級の項中「４級の12号給以下」を「４級の４号給以下」に改め、同表の備考１を次のように改める。

１　この表は、職員の定年等に関する条例（昭和59年山口県条例第７号）第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）又は地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和４年山口県条例第32号）附則第６項、第７項、第11項又は第12項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）以外の職員に適用する。

別表第五中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第四の改正規定（同表の六級の項及び四級の項の改正規定を除く。）及び別表第五の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の一般職の職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十三号

山口県職員日額旅費支給規則の一部を改正する規則

山口県職員日額旅費支給規則（昭和四十一年山口県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「宿泊料」を「宿泊費及び条例第二十二条に規定する宿泊手当」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の山口県職員日額旅費支給規則（以下「改正後の規則」という。）第四条の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行及び旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行及び旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の規則第四条の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十四号

山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則

山口県使用料手数料条例施行規則（昭和六十年山口県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三の表理化学試験の定性分析の項中「八百円」を「八百五十円」に、「千六百十円」を「千六百六十円」に、「四千九百六十円」を「五千二百十円」に、「八千七百八十円」を「九千五十円」に、

「一万八千四十円	を	「一万八千五百二十円
一万八千四十円」		一万八千六百三十円」

に、

「三千五百四十円」を「三千六百七十円」に、「三万六千三百五十円」を「三万七千三百三十円」に、「四万六千四百九十円」を「四万七千二百三十円」に、「三千二百八十円」を「三千五百八十円」に改め、同表理化学試験の定量分析の項中「千四十円」を「千百二十円」に、「二千七十円」を「二千二百十円」に、「六千二百二十円」を「六千五百六十円」に、「一万九百九十円」を「一万千三百九十円」に、「二万二千三百九十円」を「二万三千四百八十円」に、「四千四百六十円」を「四千六百四十円」に、「四万三千八百九十円」を「四万五千八十円」に、「五万八千六百八十円」を「五万九千八百三十円」に、「四千三百円」を「四千五百七十円」に改め、別表第一の四の表㈣の項中「千百六十円」を「千百二十円」に、「三千七百六十円」を「三千六百二十円」に、「六千百二十円」を「五千八百六十円」に、「二万八千五百七十円」を「二万八千九百七十円」に、「二万五千九百四十円」を「二万四千九百三十円」に、「四万八百三十円」を「三万九千九百二十円」に、「千百六十円」を「千百三十円」に、「四千八百円」を「四千六百四十円」に、「九千六百四十円」を「九千二百三十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百四十円」に、「三万二千五百四十円」を「三万千百五十円」に、「五万二千百二十円」を「四万九千七百八十円」に改め、同表㈦の項中「七百六十円」を「七百五十円」に、「一万九千五百六十円」を「一万八千七百七十円」に、「一万千三百三十円」を「一万八百七十円」に、「四千五百四十円」を「四千三百七十円」に、「六千四百九十円」を「六千二百二十円」に、「三千六百三十円」を「三千四百九十円」に、「三千二百三十円」を「三千百二十円」に、「八百八十円」を「八百九十円」に、「二万三千三百円」を「二万二千三百三十円」に、「一万四千二百七十円」を「一万三千六百六十円」に、「五千五百九十円」を「五千三百七十円」に、「八千二百円」を「七千八百六十円」に、

「四千百十円	を	「三千九百五十円
四千四十円」		三千八百九十円」

に、「一万六千九百二十円」を「一万六千百五十円」に、「一万二千八百五十円」を「一万二千三百二十円」に、「一万四百三十円」を「一万円」に、「七千百四十円」を「七千百二十円」に、「九千三百八十円」を「八千九百八十円」に、「八千三百四十円」を「八千円」に、「二万七千二百六十円」を「二万六千二十円」に、

「四千百十円	を	「三千九百四十円
七千五百五十円」		七千二百四十円」

に、

「四千六百七十円」を「四千四百九十円」に改め、同表㈧の項中「六百二十円」を「六百十円」に、「千四百円」を「千三百七十円」に改め、同表㈨の項中「八百八十円」を「八百九十円」に、「千八百十円」を「千七百五十円」に、「五千四百五十円」を「五千二百二十円」に、「九千六百四十円」を「九千二百七十円」に、

「一万九千五百六十円	を	一万八千八百円」
一万九千五百六十円」		一万八千八百四十円」

に、「三万九千百四十円」を「三万七千四百七十円」に、「四万九千四百七十円」を「四万七千三百二十円」に、「三千七百六十円」を「三千六百十円」に、

「千百六十円	を	千百三十円」
二千三百二十円」		二千二百三十円」

に、「六千八百九十円」を「六千六百十円」に、「一万二千七十円」を「一万千五百五十円」に、

「二万四千六百二十円	を	二万三千五百三十円」
二万四千六百二十円」		二万三千六百十円」

に、「四万八千百六十円」を「四万六千百九十円」に、「六万二千六百七十円」を「五万九千九百円」に、「四千八百円」を「四千六百二十円」に改め、同表㈩の項中「六千八百九十円」を「六千六百十円」に改め、別表第一の五の表中「六百四十円」を「八百円」に、「百六十円」を「二百円」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十五号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「別表第三十二号ヘ及び第三十二号の二ヘ」を「別表第三十二号ホ及び第三十二号の二ホ」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「別表第三十三号ツ」を「別表第三十三号ワ」に改め、同条第四号を削る。

第十一条第五項第十五号中「）附則第二条第一項」を「。以下この号において「改正法」という。）附則第二条第二項」に、「同法による」を「改正法による」に、「に基づく同法第二条第二号に規定する宅地造成」を「第八条第一項（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の許可（改正法附則第二条第一項の経過措置期間の経過前にされた都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を含む。）を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事」に改め、同項第十六号中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、同項第十九号中「第三十四条第一項及び第三十六条第一項」を「第二十九条第一項及び第三十一条第一項」に改める。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十六号

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（令和六年山口県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十七号

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号及び第十一条第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十八号

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第十九号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号及び第三十三条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十号

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号及び第八項並びに附則第四項第四号及び第十項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十一号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第八十条中「まで及び」を「及び」に改める。

第百五条第一項第四号及び第二百二条第一項第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十二号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第九十五条第一項第四号及び第百九十一条第一項第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十三号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十四号

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十五号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十

四年山口県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十六号

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十七号

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十八号

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県規則第八十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第二十九号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（趣旨）

第一条　この規則は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和七年山口県条例第一号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（設備）

第二条　条例第三条第三項の基準は、次のとおりとする。

一　児童ができる限り良好な家庭的環境において安全に、かつ、安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

二　児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

三　児童の居室（乳児又は幼児のみの居室を除く。次号において同じ。）の一室の定

員は、四人以下とすること。

四　児童の居室の一室の床面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。

五　乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とすること。

六　乳児又は幼児のみの居室の一室の床面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

七　少年（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四条第一項第三号に規定する少年をいう。以下同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めること。

八　少年の居室の一室の床面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

九　少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

十　入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

十一　学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

十二　浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十三　居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。

十四　児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（職員）

第三条　条例第六条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一　児童指導員及び保育士　合計して、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上で満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上

二　嘱託医　一人以上

三　看護師　一人以上

四　心理療法担当職員　児童おおむね十人につき一人以上

五　個別対応職員　一人以上

六　学習指導員　一人以上

七　栄養士又は管理栄養士　一人以上

八　調理員　一人以上

2　学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員の配置）

第四条　条例第七条の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一　一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）の職員　二人以上

二　一時保護施設（前号に規定するものを除く。）の職員　一のユニットごとに一人以上（配置される職員全体の数は、二人以上）

2　一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前項各号に掲げる職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（管理者及び指導教育担当職員の研修）

第五条　一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第六条　条例第九条第一号の規定による指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（運営規程）

第七条　一時保護施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一　施設の目的及び運営の方針

二　職員の職種、員数及び職務の内容

三　入所定員

四　入所児童の支援に関する事項

五　非常災害対策

六　その他施設の運営についての重要事項

（記録の整備）

第八条　一時保護施設は、入所児童の処遇の状況に関する諸記録を整備しておかなければならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第九条　一時保護施設は、児童の当該一時保護施設外での活動及び取組のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（食事）

第十条　一時保護施設は、入所児童に食事を提供するときは、その献立ができる限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量に配慮したものでなければならない。

２　食事は、食品の種類及び調理の方法について栄養並びに入所児童の心身の状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

３　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

（健康管理）

第十一条　児童相談所長は、入所児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

２　児童相談所長又は知事は、前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師に、その結果に関し必要な事項を入所児童の健康を記録する表に記入させるとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続について、当該医師又は歯科医師の助言を受けなければならない。

３　一時保護施設の職員の健康状態を把握するに当たっては、入所児童の食事を調理する者について、特に注意を払わなければならない。

（衛生管理等）

第十二条　一時保護施設は、感染症又は食中毒の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

２　一時保護施設は、入所児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に入所児童を入浴させ、又は清しきしなければならない。

３　一時保護施設は、下着については、児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。

４　一時保護施設は、必要な医薬品等を備え、適正に管理しなければならない。

（関係機関との連携）

第十三条　児童相談所長は、児童の通学する学校等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（電磁的記録）

第十四条　一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面により行うことが規定されているものについては、当該規定にかかわらず、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県知事　村　岡　嗣　政

山口県規則第三十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第五号、第二十七条第二号及び第三十七条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（児童指導員の資格）

第三十九条の二　条例第三十九条第一号の規定による指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第四十二条第一項第三号、第三項第一号、第四項第一号及び第五項第一号、第五十六条第三号、第六十七条第七号並びに第七十二条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第七十五条に次の一項を加える。

３　第三十九条の二の規定は、条例第六十一条第三号の規定による指定について準用する。

附　則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県議会議長　柳　居　俊　学

山口県議会規則第一号

山口県議会会議規則の一部を改正する規則

山口県議会会議規則（昭和三十一年制定）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十条・」を「第百二十条―」に改める。

第二条第一項中「出産」の下に「（配偶者の出産を含む。）」を加える。

第十条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2　議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員五人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第三十条に次の一項を加える。

4　投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十一条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第九十七条を次のように改める。

（資格決定の通知）

第九十七条　法第百二十七条第三項において準用する法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十九条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第百二十条の次に次の二条を加える。

（電子情報処理組織による通知等）

第百二十条の二　議会、議長又は委員長（以下「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（以下「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2　議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3　前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4　第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該者に到達したものとみなす。

5　議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

6　議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各

項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第百二十条の三　この規則の規定（第二十七条第一項（第八十一条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

２　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十八日

山口県議会議長　柳　居　俊　学

山口県議会規則第二号

山口県議会傍聴規則の一部を改正する規則

山口県議会傍聴規則（昭和五十二年山口県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「傍聴人の取締り」を「会議の傍聴」に改める。

第十一条第一項各号を次のように改める。

一　銃器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

二　ビラ、掲示板、幕、はち巻、たすき、ヘルメット、拡声器その他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三　前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

四　酒気を帯びていると認められる者

五　その他会議を妨害することが明らかであると認められる者

第十一条第二項中「第五号」を「第三号」に、「物品」を「物」に改める。

第十二条中「、静粛を旨とし」を削り、同条各号を次のように改める。

一　静粛にすること。

二　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。

三　携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

四　飲食又は喫煙をしないこと。

五　その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。

別記第一号様式の㈹中「昭和」を削り、同様式の㈼中

「／　傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
(1)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2)　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
(3)　はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。ただし、この限りでない。
(4)　帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。
(5)　病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、飲食又は喫煙をしないこと。
(6)　みだりに席を離れないこと。
(7)　不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
(8)　その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
／　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
(1)　静粛にすること。
(2)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さないこと。
(3)　携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
(4)　飲食又は喫煙をしないこと。
(5)　その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。」

を

に改める。

別記第一号様式の㈼中

「／　傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
(1)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2)　談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
(3)　はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又ははり紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。ただし、この限りでない。
(4)　帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。
(5)　飲食又は喫煙をしないこと。
(6)　みだりに席を離れないこと。
(7)　不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。
(8)　その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。」

別記第二号様式の㈹中

「／　傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
(1)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(2)　放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
(3)　はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。
(4)　帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
(5)　飲食又は喫煙をしないこと。
(6)　みだりに席を離れないこと。
(7)　不体裁な行為又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。
(8)　その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。」

「／　傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
(1)　静粛にすること。
(2)　議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
(3)　携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。
(4)　飲食又は喫煙をしないこと。
(5)　その他会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するような行為をしないこと。」

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県企業管理規程第一号

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和七年三月十八日

山口県公営企業管理者　弘　田　隆　彦

山口県企業局職員給与規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員給与規程（昭和四十一年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を、「地域手当、通勤手当」を加える。

附　則

この管理規程は、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月十八日印刷
令和七年三月十八日発行

発行所
山口県庁

発行人
山口県知事